

# 集積場所から「ごみの持ち去り」を禁止!

## 資源ごみの持ち去りを禁止します

近年、ごみ集積場所に適切に排出された不燃ごみ（金物類）や粗大ごみの中から資源となる物を持ち去る行為が多発しています。

資源物等の持ち去りは、集積場所でごみの収集袋を破るなどして、換金価値の高い物を持ち去るため、地域の自治会等で清潔に保持されている集積場所の管理を著しく阻害しています。

最近では、ごみ収集袋ごと手当たり次第持ち去ったうえ、不要な物を不法投棄するなどの違法行為も増えています。

そこで町では、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、平成24年3月に

### 「八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」

の一部を改正しました。

## 7月1日からごみ集積場所から、許可なくごみを持ち去る行為を禁止します

### □条例改正の概要

1. 町または、町から委託をうけた者以外が、ごみ集積場所に出された資源ごみを、収集・運搬することを禁止します。
2. 資源ごみを持ち去る者に対して、禁止命令をすることができます。
3. 禁止命令に違反した者（持ち去り行為者や持ち去りを行わせた法人等）は、20万円以下の罰金が科せられます。

### □資源ごみ

粗大ごみ 金物類 缶類 ビン類

### □条例施行日

平成24年7月1日から



集積場所に正しく出されたごみ

### □持ち去り行為を見かけたら…

1. 持ち去り行為の日時、場所、持ち去った者や車両等の特徴を水道環境課または八百津交番（☎ 43-0002）までお知らせください。
2. トラブルを避けるためにも、持ち去り行為を行っている者に話しかけたり、車両を制止させたりしないでください。

### □お問い合わせ先

役場 1階 水道環境課 ☎ 43-2111（内線 2126）まで